

島根県の最低賃金

地域別最低賃金 効力発生日：令和7年11月17日

島根県最低賃金	時間額 1, 0 3 3 円	島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます
---------	----------------	--------------------------------------

特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。

特定最低賃金 （産業別）件名	最低賃金額 時間額	効力発生日	特定最低賃金（産業別）の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
製鋼・製鋼圧延業、 鉄素形材製造業	1, 1 6 3 円	R7. 12. 13	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次の業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は整理の業務 ② 手作業による運搬の業務 ※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ③ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1, 1 3 4 円	R7. 12. 19	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1, 0 5 8 円	R7. 12. 14	
自動車・同附属品製造業	1, 0 9 4 円	R7. 12. 28	
百貨店、総合スーパー	次回の改定が行われるまで、令和7年11月17日からは、島根県最低賃金1, 0 3 3 円が適用されます		1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業	1, 0 6 9 円	R7. 11. 26	

業種分類は日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づいたものである。

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ・ ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

※ 詳しくは、島根労働局賃金室（TEL0852-31-1158）又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

松江労働基準監督署

TEL0852-31-1165

出雲労働基準監督署

TEL0853-21-1240

浜田労働基準監督署

TEL0855-22-1840

益田労働基準監督署

TEL0856-22-2351